

徳島県立あすたむらんど及び徳島県立木のおもちゃ美術館の指定管理者の募集に係る質問

(R8.9.25)

No.	質問日	質問内容		回答
		ページ	内容	
25	R8.9.7	要求水準書 4 p2	「業務の全部又は主たる部分」を第三者へ委託できないとありますが、主たる部分に該当する業務の範囲・判断基準をご教示ください。	「主たる部分」とは、施設運営における総合的な企画・調整、業務の統括管理、意思決定を行う基幹的な業務を指します。個別具体的な清掃、警備、設備保守、特定のイベント運営等の業務を専門業者へ再委託することは可能です。
26	R8.9.7	募集要項 第2 5 (1) p3	指定期間中に予定される子ども科学館・プラネタリウム等の休館について、現時点で想定される工事時期、休館期間、対象施設・範囲をご教示ください。	募集要項 p3 第2 5 (1)に記載のとおりです。
27	R8.9.7	募集要項 第2 5 (1) p3	リニューアル工事による休館・運休等により、利用料金・事業収入の減少又は追加費用が生じた場合、指定管理料変更の対象となる範囲及び算定方法をご教示ください。	リニューアル工事による休館・運休に関しては、十分な期間を確保した上で、あらかじめ指定管理者へ通知いたします。 その上で、休館期間中の指定管理料の変更については、工事スケジュール確定後、基本協定書に基づき、提案された収支計画書と実際の業務内容の増減を比較し、甲乙誠実に協議の上で決定いたします。 なお、本施設は「使用料制」であり、利用者から徴収する入場料等使用料の収入先は県となるため、変更の対象となりません。
28	R8.9.7	募集要項 第2 5 (2) p4	自主事業に係る行政財産の使用料について、一定要件のもと免除可能とありますが、免除対象となる事業・要件及び判断基準をご教示ください。	指定管理者による新たな発想での自主事業への挑戦を支援するため、本施設では、「トライアル事業支援制度」を採用します。 ○対象 新たに実施を検討する自主事業でトライアル（試行的に）実施する事業 ○内容 施設の使用料を免除（全額減免）する ○条件 ・トライアル実施の期間は、原則として最長3か月とする ・通常の自主事業の実施と同様、事前に県の承認を得る必要がある。 ・正式に事業実施する場合は、別途、事前に県の承認を得る必要がある。 ・同一内容のトライアル実施は、指定期間中1度のみとする。 なお、異なる内容や異なる指定期間での実施の場合は、トライアル実施可能とする。

No.	質問日	質問内容		回答
		ページ	内容	
29	R8.9.7	募集要項 第7 7 (3) p13	今回の指定期間中の運営実績を次期指定管理者選定時に評価するとありますが、想定される評価項目・評価方法及び次期公募への反映方法をご教示ください。	次期指定管理者の選定を実施することとなった場合、実績評価の反映方法を含めた具体的な審査基準は、その時点での選定委員会において、公平性・透明性を確保した上で審議・決定され、次期募集要項等にて公表することになります。
30	R8.9.7	様式 10-5	指定管理者に求められるリニューアル関連業務について、運営者としての提案・助言・検証までを想定しているのか、設計・整備計画等への具体的な参画まで求めるのか、想定する業務範囲をご教示ください。	リニューアル関連業務においては、あくまで施設運営者の視点に基づく提案・助言・検証を想定しており、県や設計受託者等との設計協議にご参加いただくことは想定しておりますが、設計・整備における主体的な役割を求めるものではありません。業務内容としては、要求水準書に記載の以下の内容となります。 ・施設の設計協議等に参加し、来園者の利便性や維持管理のしやすさなど、施設運営を担う立場から提案を行うこと。 ・施設の魅力向上と県費負担縮減による持続可能な施設運営に向けた効果的な事業実施や運営状況の検証等を行うこと。
31	R8.9.7	募集要項 第2 5 (1) p3 第7 7 (2) p13	賃金・物価スライド制について、適用する指標、基準時点、変動率、算定方法等を定めた基準・要綱等は公表されていますでしょうか。公表されている場合は、資料をご提示ください。	賃金・物価スライド制についての基準等は公表しておりません。 昨年度に導入した賃金・物価スライド制では、人件費については徳島県人事委員会勧告にて公表される勧告に基づく改定率を基準としています。 また、物件費については企業向けサービス価格指数を用いて算出した変動率の±1%を超える部分を基準としてスライド適用を行ったところであり、この考え方を基に適切に対応します。
32	R8.9.7	募集要項 第7 5 p13	指定管理開始前に必要となる現指定管理者からの引継ぎ、職員研修、訓練その他の開業準備業務に要する人件費等について、指定管理料とは別に準備業務委託料等として県から支払われる費用はありますでしょうか。	指定管理期間開始前（4月1日より前）に行う準備業務・引継ぎ・職員研修等に要する費用は、募集要項p13 第7 5の規定に基づき指定管理者（応募者）の負担となります。別途の準備委託料等の支払いはありません。
33	R8.9.8	募集要項 第2 5 (1) p3	現在運休中の「吉野川めぐり」を含め、すべての施設が通常通り稼働する前提で作成くださいとありますが、「吉野川めぐり」以外に、現在、運休中の施設等がありますでしょうか。	単独の施設で全面運休している施設は「吉野川めぐり」のみです。 なお、屋外遊具は、「造波プールオブジェ」「ピンホールカメラ」「フォグプール」が、科学館展示物は、「ピンレリーフ」「電気ゲームボックス」「アルファ21」「モバイルランド」「あなたもアナウンサー」が運休中です。
34	R8.9.8	募集要項 第2 5 (1) p3	現在運休中の「吉野川めぐり」を含め、すべての施設が通常通り稼働する前提で作成くださいとありますが、運休中にも実施しなければいけない保守点検業務や維持管理業務があれば、お示しください。	運休中においても、施設の安全維持・劣化防止・防犯等に必要な日常点検や法定点検、維持管理業務は適切に実施する必要があります。 ただし、復旧の見込みのない場合はその限りではありません。

No.	質問日	質問内容		回答
		ページ	内容	
35	R8.9.8	要求水準書 16 (1) イ p8	体験工房業務は、利用促進業務の県の委託業務と考え、利用者から受益者負担として材料代程度を徴収する廉価な価格設定とし、人件費や管理費等は指定管理料からの充当が可能と考え、収入は自主事業収入とし、その利益の一部を指定管理業務に還元するとの認識で良いでしょうか。	体験工房における体験プログラム等の実施は利用促進業務（指定管理業務）に含まれ、利用者から徴収する材料代等の実費収入は事業収入に計上し、人件費・運営費は指定管理料から充当可能です。なお、これとは別に、体験工房において独自の「自主事業」を実施することも可能です。 (様式10-7)表1 の様式を一部修正しました。 ⇒収入欄へ「事業収入」欄を追加
36	R8.9.8	参考資料⑤ あすたむらんど	収入欄の「自主事業収入」と「その他」の内容をお示してください	「自主事業収入」には体験工房の実費収入や移動販売出展料、ミュージアムショップ物販売上等が、「その他」には報奨金が計上されております。 なお、本公募から事業収入と自主事業収入に分けて計上いただきます。
37	R8.9.8	様式集 様式10-7	収入欄の「自主事業収入」は、自主事業利益の還元額を記載する認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
38	R8.9.8	参考資料⑤ 木のおもちゃ美術館	収入欄の「事業収入」は、様式10-7では、どの欄に記入すべきでしょうか。	「事業収入」については、利用促進事業（指定管理業務）による実費収入を、「自主事業収入」には、自主事業利益の還元額を記載してください。 (様式10-7)表1 の様式を一部修正しました。 ⇒収入欄へ「事業収入」欄を追加
39	R8.9.8	参考資料⑤ あすたむらんど 木のおもちゃ美術館	各施設について、光熱水費の内訳をお示してください。	あすたむらんどと木のおもちゃ美術館の月別利用実績表について、配付を希望する場合は「指定管理者募集参考資料提供申込書」に必要事項を記入し、交流拠点戦略課 施設活用推進室までご提出ください。
40	R8.9.8	参考資料⑧-1 あすたむらんど	3 設備運転管理業務の詳しい業務内容をお示してください。 5 警備業務の詳しい業務内容や配置人員実績などをお示してください。 7 自家用電気工作物保守点検業務において、仕様と場所をお示してください。 8 浄化槽維持管理業務において、仕様と場所をお示してください。 9 エレベーター保守点検業務において、仕様と場所(基数)をお示してください。 10 空調機器保守点検業務において、仕様と場所をお示してください。 11 空調機冷温水及び冷却水処理装置点検業務において、仕様と場所をお示してください。	各業務の仕様書等データを希望する場合は、「指定管理者募集参考資料提供申込書」に必要事項を記入し、交流拠点戦略課 施設活用推進室まで提出してください。

No.	質問日	質問内容		回答
		ページ	内容	
41	R8.9.8	参考資料⑧-1 あすたむらんど	5 機械警備はないという認識で良いでしょうか。ある場合、機械警備費用をお示しください。	機械警備業務もございます。参考資料⑧-1 令和7年度再委託業務一覧(あすたむらんど)「5 警備業務」には「常駐警備」「機械警備」「夜間巡回」の3業務が含まれており、その総額が12,690,480円です。
42	R8.9.8	参考資料⑧-1 あすたむらんど	15 この濾過設備保守点検業務は、ウォーターパラダイス等の濾過装置でしょうか。 また、その場合、塩素注入及びポンプ等の点検も含んでいる認識で良いでしょうか。	ご認識のとおりです。
43	R8.9.8	参考資料⑧-1 あすたむらんど	ウォーターパラダイスの清掃に関する業務委託費用をお示し下さい。	現指定管理者において日常点検及び定期点検を実施しているため、外部委託費用は発生しておりません。
44	R8.9.8	参考資料⑧-1 あすたむらんど	16 自動扉開閉装置保守点検業務の場所（基数）をお示しください。	くつろぎ館に2基、子ども科学館に14基あります。
45	R8.9.8	参考資料⑧-1 あすたむらんど	19 窓口発券システム年間保守業務は、科学館の発券システムでしょうか。場所と保守内容をお示しください	窓口発券システムは、子ども科学館の総合案内に3か所、インフォメーションセンターに1か所ございます。保守対象は、サーバー機（中央監視室設置）、事務所機（科学館事務所設置）、窓口発券システム（総合案内上部設置の大型モニター・パソコン含む）です。 ※ただし、保守範囲はソフトウェアのみで、サーバー機・パソコンなどのハードウェアは保守対象外（機器の保守対象期間が過ぎているため）のため、ハードウェアが故障した場合は実費となります。 仕様書データを希望する場合は、「指定管理者募集参考資料提供申込書」に必要事項を記入し、交流拠点戦略課 施設活用推進室までご提出ください。
46	R8.9.8	参考資料⑧-1 あすたむらんど	受水槽に関する保守点検がありませんが、受水槽は無いという認識でよいでしょうか。	飲料水貯水槽の清掃及び水質検査は、参考資料⑧-1 No.3「設備運転管理業務」の中で実施しております。なお、法定点検を要する受水槽の設置はありません。
47	R8.9.8	参考資料⑧-1 あすたむらんど	27 わんぱく砦(大型複合遊具)の保守点検以外の遊具の保守点検の費用実績をお示しください。	わんぱく砦以外の遊具につきましては、現指定管理者において日常点検及び定期点検を実施しているため、外部委託費用は発生しておりません。

No.	質問日	質問内容		回答
		ページ	内容	
48	R8.9.8	募集要項 第2 5 p3	「工事等により提案された収支計画と著しい乖離が生じると認められる場合は、県と指定管理者の間で協議の上、当該年度の指定管理料を変更することがある」とされています。「著しい乖離」の目安（金額水準・割合等）について、県のお考えをお示しください。	現時点において、「著しい乖離」について一律の数値基準は設定していません。具体的な工事スケジュールが確定した段階で、通常稼働を前提に提案された「(様式10-7)事業計画書(収支計画書)」と、実際の休館等による影響(開館日数減に伴う削減可能経費など)を精査し、基本協定書(案)第9条第1項の規定に基づき、甲乙協議により指定管理料の変更(減額または調整)の可否や金額を個別に決定することといたします。
49	R8.9.8	要求水準書 16 (2) キ p9	修繕費について「年間3,000万円(税抜)までの範囲で指定管理者が負担し、県はこれを指定管理料に含めて支払う」とされています。収支計画書(様式10-7表1)の修繕費欄には、この3,000万円(税抜)を各年度に計上するとの理解でよろしいでしょうか。また、年度内に3,000万円を下回った場合の残額の取扱い(返還の可否)についてご教示ください。	収支計画書(様式10-7)には各年度3,000万円(税抜)を定額計上してください。実際の修繕費が3,000万円(税抜)を下回った場合は、基本協定書(案)第9条第4項の規定どおり差額に110%を乗じた額を指定管理料から減額清算します。
50	R8.9.8	募集要項 第2 5 (1) p4 要求水準書 16 (1) イ (イ) p8	既存のホームページは引き継ぎますでしょうか。 引き継げない場合、ドメインや素材写真、ロゴデータなどのホームページを作成する上で必要なデータ等を引き継ぐことが可能という認識で間違いございませんでしょうか。 既存のSNSアカウントは引き継ぐことができるという認識で間違いございませんでしょうか。 (Instagram、X、Facebook、YouTube)	公式Webサイトについては、原則無償で次期指定管理者へ利用権限を移行し、引き継ぐことが可能です。 公式SNSアカウント等の具体的な移行対象範囲や引継ぎ手順については、各利用規約の遵守を前提に、指定管理者の決定後、県が調整に加わった上で新旧指定管理者間で協議し、決定していただきます。
51	R8.9.8	全般	現在、おもちゃ学芸員以外でも活動されているボランティア団体があれば、その詳細についてお示しいただけないでしょうか。	あすたむらんどにおいて、現指定管理者の独自の取組として宇宙・天文に関わる活動にご協力いただく天文ボランティア(有償)が活動しています。 ・宇宙少年団 月例活動、星空観望会の運営及び補助業務
52	R8.9.8	募集要項 第4 6 (2) p8	事業計画書のデータ提出が必要なのは、様式10-7の表1(Excel)のみという認識で間違いございませんでしょうか。	様式10-1から様式10-15までデータ提出が必要です。 様式10-7はExcel、それ以外はWord形式で納品してください。 ※様式10-7について、Excelのファイルを追加しました。
53	R8.9.8	募集要項 第4 6 (2) p8	様式10-7の表1(Excel)以外、データ提出が不要な場合、事業計画書の作成はPowerPointを使用してもよろしいでしょうか。 PowerPointで作成する場合でも、A4版のモノクロ、10.5ポイント活字で作成します。	No.52の回答のとおりです。

No.	質問日	質問内容		回答
		ページ	内容	
54	R8.9.8	募集要項 第2 5 (1) p3	11月に徳島県の最低賃金が57円引き上げられる見込みですが、これにより想定基準上限額が変更される予定はございますか？	応募段階での想定上限基準額（年間746,034,000円）の改定はありません。ただし、指定期間中に賃金・物価水準等に一定以上の変動等が生じた場合は、募集要項第2 5(1)及び基本協定書の規定に基づき、指定管理料の増額または減額を含めた見直しを行うことがあります。
55	R8.9.8	募集要項 第7 5 p13	業務の引継ぎ期間(3～4月)に伴う臨時休園の予定がございましたら、休園日数の想定を教えてくださいませんか？	業務引継ぎに伴う臨時休園は原則予定していません（通常の休園日等を利用した引き継ぎを行います）。
56	R8.9.8	要求水準書 16 (2) キ p9	『指定管理者が年間 3,000万円(税抜)の範囲を越えて修繕を実施しようとする場合は～』とあり、協議の上、上限額を越えた費用は別途指定管理料が補填されるという認識です。つまり、運営中に 3000万円を越えるタイミングで協議をし、年度内はそれ以降の修繕案件はその都度協議が必要ということでしょうか？	年度内の修繕執行総額に関わらず、1件10万円（税抜）を超える修繕を行う場合には、事前に県と協議した上で実施を決定します。 修繕は年間3,000万円（税抜）の範囲で計画的に実施いただくことを前提としていますが、それを越える修繕が必要となる場合は、実施の有無も含め、事前に県との協議・承認が必要です。
57	R8.9.8	募集要項 第2 5 p3 要求水準書 13 p6	子ども科学館やプラネタリウムの休館期間中（1年程度）において、現場の常駐案内キャストやボランティア（おもちゃ学芸員等）の雇用維持、及び指定管理者の固定人件費・清掃警備等の定例的な再委託料（参考資料⑧）については、休館を理由とした削減をせず、100%全額県費補填（指定管理料の減額対象外）となる認識でよろしいでしょうか。雇用安定性を担保するための具体的な協議・算定基準をご提示ください。	リニューアル工事に伴う休館や運休等につきましては、十分な期間を確保した上で、あらかじめ指定管理者へ通知いたします。 スタッフの雇用維持には十分ご配慮いただく必要がありますが、休館を理由とした100%全額の無条件補填をお約束するものではなく、指定管理者には、休館中の代替業務や新たに発生する業務への配置転換等により、まずは効率的な運営体制と雇用の安定性確保を図ることを求めます。 その上で、休館期間中の指定管理料の変更については、工事スケジュール確定後、基本協定書に基づき、提案された収支計画書と実際の業務内容の増減を比較し、甲乙誠実に協議の上で決定いたします。 休館に伴い完全に履行停止となる業務に係る経費、稼働停止により削減可能な光熱水費や委託費等は減額変更の対象となります。

No.	質問日	質問内容		回答
		ページ	内容	
58	R8.9.8	募集要項 第2 5 p3～4 要求水準書 13 p6	県が発注するリニューアル工事が、資材調達遅延・天候・設計変更などの理由により、当初予定工期を超過し、休館期間が順延・延長となった場合の費用措置について、以下の2点をご教示ください。 ① 工期延伸に伴い休館期間が延びた場合、待機を余儀なくされる常駐スタッフの固定人件費や、施設維持管理経費等の増加分について、指定管理料の増額変更（実費全額補填）の協議対象となりますか。 ② リニューアル工事完了後、供用再開（グランドオープン）に向けて必要となる「試運転・プレオープン運営、新機器操作研修、オープン記念PR・広報活動」等にかかる開館準備経費は、通常の指定管理料とは別枠で、計上・請求することが可能でしょうか。	①県の都合や不可抗力等により休館期間が延長となり、収支計画と著しい乖離が生じた場合は、基本協定書（案）第9条に基づき、指定管理料の変更（増減）の協議対象となります。ただし、「実費の全額補填」を無条件でお約束するものではありません。待機を余儀なくされる人員の他業務への配置転換や経費削減など、指定管理者における経営努力を前提とした上で、真に必要な経費の増減について個別に協議し決定します。 ②リニューアルについては、今後段階的に進め、順次供用開始していく方針としており、操作研修や広報等の供用開始に必要な経費については、指定管理料から充当してください。 リニューアル完了後の全面的な供用再開（記念行事等）につきましては、その実施の有無・時期・方法等未定であり、これらに係る費用等を事業計画・収支計画に見込んでいただく必要はありません。
59	R8.9.8	募集要項 第2 5 p3	「賃金・物価水準等に一定以上の変動が生じた場合には、指定管理料の見直しを行う」とあります。近年の急激な物価高騰及び徳島県最低賃金の引き上げ等に対応するため、この「一定以上の変動」を判断するにあたり、具体的にどの公的指標（消費者物価指数、最低賃金改定額など）を基準とし、何%以上の変動をもってスライド適用がなされるのか、客観的な基準プロセスをご提示ください。	No.31の回答のとおりです。
60	R8.9.8	募集要項 第5 p10～11 審査基準	選定プロセスの客観性・中立性および透明性を確保するために、以下の3点について選定委員会の運用方針をご提示ください。 ① 指定管理者選定審査委員会における外部有識者（公認会計士・弁護士・中小企業診断士・学識経験者等）と県職員（内部委員）の構成割合をお示しください。 ② 応募事業者（共同事業体構成員および再委託予定先を含む）と資本関係・顧問契約・直接的な利害関係を有する委員の「除斥・回避ルール（審査から外れる規定）」が、明確に定められておりますか。 ③ 審査結果の公表にあたり、選定の透明性を担保する観点から、選定・非選定に関わらず、全応募者の「審査項目別得点内訳」「各委員の評価コメント・講評」「審査委員会の議事要旨」が開示されますか。	①本公募に係る選定委員会は外部委員で構成されています。県職員は含まれていません。 ②県の運用マニュアルにおいて、応募団体（業務を共同で行う団体等を含む）と直接的な商取引関係や資本関係等がある者など、選定の公正さに疑義が生じる可能性がある者は委員に選任しない規定を設け運用しています。 ③審査結果については、選定プロセスの透明性を確保するため、委員名、申請のあった団体名、選定された団体名、選定理由、申請団体ごとの「総合得点」（2者以上の場合）、及び「議事概要」を公表します。ただし、委員の適正かつ率直な審理を担保するため、全応募者の「審査項目別得点内訳」や「各委員の個別の評価コメント・講評」の公表は予定しておりません。

No.	質問日	質問内容		回答
		ページ	内容	
61	R8.9.8	募集要項 第7 7 (3) p13	「(参考)R8公募概要」の「2 前回公募からの主な変更点(2)」及び「R8募集要項」の「第7 留意事項 7 その他(3)」において、「当該期間中の運営実績については、毎年度の事業評価等において客観的に評価した上で、次期指定管理者の公募・選定における評価項目の一つとして適切に加味するものとします。」との記載があります。本規定に関し、応募にあたっての事業計画立案及び継続的かつ安定的な管理体制を構築する観点から、以下の2点について、現時点における県の考え方をご提示ください。 ①本記述は、今回（令和9年度～11年度）の指定管理者に選定された事業者が、その指定期間中に示したパフォーマンス（毎年度の客観的な事業評価結果）が、次期（令和12年度以降）の指定管理者選定審査において、直接的な「加点」または「減点」として審査得点等に明確に影響を与えることを公に担保している、という認識で相違ないでしょうか。 ②上記認識が正しい場合、その「加点・減点」は、次期公募時にどのような採点・反映方法（例：全体の審査基準から独立した一律の『実績評価点（加点・減点）』を設けるのか、あるいは『応募者の業務遂行力』等、特定の審査項目内の得点枠に上限・下限を設けて反映させるのか等）を想定されていますでしょうか。	①次期指定管理者選定において、直接的な「加点」等の審査得点への影響を担保するものではありません。募集要項等の記載は、今回の公募にかかる毎年度の事業評価の客観的結果を、次期公募を実施した場合に評価項目の一要素として、適切に考慮していく方針を示したものです。 ②現時点では、次期公募の内容等が決定していないため、具体的な採点や反映方法についてお答えすることはできません。次期公募を実施することとなった場合、実績評価の反映方法を含めた具体的な審査基準は、その時点での選定委員会において、公平性・透明性を確保した上で審議・決定され、次期の募集要項等にて公表することになります。
62	R8.9.8	要求水準書 1 (5) p1 16 p8～10 参考資料 ②-2	前年度までの管理運営業務要求水準では年間来園者数40万人以上の確保が指標とされていましたが、今回の要求水準では44万人以上とされています。今回44万人とした設定根拠をご教示ください。 また、子ども科学館・プラネタリアムの休館期間中に、学校への出前授業、園外の代替会場またはオンライン等により、学習投映、科学館学校関係事業、科学教室、天文教育普及事業等を代替実施した場合、要求水準上の事業実績として取り扱うことは可能ですか。また、これらの参加者数は年間来園者数44万人以上の実績に算入するのか、算入しない場合は工事期間中の運営実績としてどのように評価するのかをご教示ください。	①今回の「44万人」という数値は、過去5年間の入場実績平均を参考に、段階的リニューアルを進める本期間においても、施設の魅力維持・向上を図るための指標として設定したものです。 ②休館期間中に実施される学校への出前授業やオンライン等の代替事業については、要求水準書に記載のとおり、実施を求めている内容であり、事業実績として取り扱うことが可能です。これら代替事業への参加者数についても、休館中における積極的な取組の成果として、来園者数の実績に算入していただいて差し支えありません。

No.	質問日	質問内容		回答
		ページ	内容	
63	R8.9.8	要求水準書 3 p2 5 p3 16 (2) p9	これまで別管理権限であった「あすたむらんど」と「木のおもちゃ美術館」を、単一の指定管理者が一体管理するにあたり、以下の2点をご教示ください。 ① 消防法に基づく統括防火管理者・統括防災管理者の選任、消防計画の統合、ならびに建築基準法第12条に基づく特殊建築物等定期調査・建築設備定期検査の受検・報告について、指定管理者が単一の責任主体として、一本化して届出・管理を行う認識でよろしいですか。 ② 法定点検の結果、木のおもちゃ美術館を含む、既存建築設備（消防用設備、換気・排煙設備、非常用照明など）に、経年劣化や法令不適合に伴う是正指示・改修命令が出された場合、その改修費用（3,000万円基準の小規模修繕を超える大規模改修や法令適合化工事）は、全額県が直接負担されて、速やかに工事を実施する認識でよろしいですか。	①ご認識のとおりです。 ②要求水準書17に基づく県と指定管理者の役割分担により実施します。 ただし、実際の工事の実施時期や手法については、施設の安全性や緊急度、県の予算措置の状況等を総合的に勘案し、県が決定することになります。
64	R8.9.8	要求水準書 3 p2 16 p8	あすたむらんど及び木のおもちゃ美術館の2施設を一体管理するにあたり、運用効率化や来園者利便性向上のためのシステム統合について、以下の2点をご教示ください。 ① 共通入退館管理システム、共通POSレジ、Web事前予約システム、統合ネットワーク等の改修・新規導入を行う場合、これらに係る初期導入費用（ハードウェア調達・システム構築・データ移行費等）は、県が別途予算措置されますか、あるいは指定管理料上限枠内に含まれるものとして、提案者が負担すべきものですか。 ② 従前の各指定管理者が蓄積してきた会員情報・Web予約データ・年間パスポート購入者データ・公式SNSアカウント（フォロワー等）・Webサイトのドメイン等の無形資産について、次期指定管理者への承継・利用権限の移行ルールは、県としてどのように規定・担保されていますか。	①現時点において、県からの別途の予算措置（追加費用の負担）は想定していません。ただし、共通システム等の導入につきましては、今後の施設リニューアルに向けた重要な基盤機能となることから、今後のリニューアル内容の具体化と併せて、県において検討してまいります。 ②公式Webサイトについては、原則無償で次期指定管理者へ利用権限を移行し、引き継ぐことが可能です。 個人情報、公式SNSアカウント等の具体的な移行対象範囲や引継ぎ手順については、個人情報保護関連法令・規定及び各利用規約の遵守を前提に、指定管理者の決定後、県が調整に加わった上で新旧指定管理者間で協議し、決定していただきます。
65	R8.9.8	要求水準書 11 p5	「なお、新たな自主事業を実施するにあたり、一定要件のもと、行政財産の使用料を免除することが可能となります。（県の事前承認が必要です。）」とありますが、一定要件とは具体的にどのような内容を想定されていますか。	No.28の回答のとおりです。

No.	質問日	質問内容		回答
		ページ	内容	
66	R8.9.8	要求水準書 10 (2) p5 16 (2) p9	徳島県立あすたむらんどが、大規模自然災害（南海トラフ巨大地震、風水害など）発生時に、広域避難場所や後方支援拠点として機能する場合について、以下の2点をご教示ください。 ① 県の災害対策本部等からの要請に基づき、避難者受け入れ、現地対策拠点支援、スタッフの緊急出動・避難誘導等に従事する場合、指定管理者が負う法的な義務範囲と、安全配慮義務の境界はどのように定められていますか。 ② 災害対応に伴い臨時発生した経費（非常召集人件費、備蓄品・資機材の消費、施設応急復旧費、光熱水費の増加分等）について、指定管理料とは別枠で、県が実費全額を精算・補填する規定はありますか。	①災害対応にあたっては、雇用主として従業員に対して負う「安全配慮義務（従業員の生命・身体の安全確保）」が最優先されます。したがって、県が従業員の方々に危険を冒してまでの業務従事や出動を法的に強制するものではありません。その上で、従業員の安全が確保される範囲内において、来園者の初期避難誘導や、施設の応急的な安全確認等へのご協力を求めています。具体的な役割分担や行動基準については、協定締結後、県と協議の上で作成いただく「危機管理マニュアル」等の中で定めていただきます。 ②災害時に発生する経費について、あらかじめ別枠で「実費全額を精算・補填する」旨を規定した条項はございません。ただし、災害対応が、指定管理料の範囲内で協力いただける範囲の対応であるか、あるいは県の要請に基づく明確な追加業務（超過勤務や備蓄品の消費など、追加費用の発生が確認できるもの）であるか等、個々の事象により協議の上、不可抗力である災害や県の要請に起因する臨時経費が発生した場合は、その実態と内訳を精査した上で、基本協定書（案）第9条等に基づく協議により、費用負担のあり方を決定します。
67	R8.9.8	要求水準書 16 (2) オ p9	「敷地内の植栽を適切に管理することにより、豊かで美しい施設環境を維持することを目的として業務を行うこと」とありますが、竣工当時とは気候が変動し、竣工図通りの維持は困難と予想されます。ここで示された「豊かで美しい」状態であれば、竣工図と乖離があっても許容されるのかご教示ください。	気候変化や樹木の生育状況に応じた適切な管理により、良好な景観と安全性を維持することを目的としており、竣工図どおりの維持を求めるものではありません。
68	R8.9.8	要求水準書 16 p8～10	リニューアルにより新たに導入される子ども科学館の展示設備及びプラネタリウム設備について、供用開始後の保守点検、修繕、メーカー対応、ソフトウェア更新、コンテンツ更新等に係る県と指定管理者の役割及び費用負担の基本的な考え方をご教示ください。特に、保証期間中と保証期間終了後で取扱いが異なる場合は、その区分をご教示ください。	供用開始後の設備の保守点検、修繕、メーカー対応及び、設備の外枠（ハードウェアや基本的な用途）を維持して行う既存コンテンツの入れ替えや、定期的なソフトウェアの更新等については、保証期間中であるか否かに関わらず、施設の維持管理業務として原則すべて指定管理者において一元的に対応をお願いいたします。保証期間終了後（または保証対象外）の有償修繕等については、要求水準書に定める修繕費負担（年間3,000万円（税抜））の範囲内でご対応いただきます。
69	R8.9.8	参考資料 ②-2	特別企画 企画展について「3回のうち1回以上は企画展の入場料を徴収すること」とありますが、子ども科学館常設展示場の入場料と別で徴収する場合と常設展示場の入場料に上乗せして徴収する場合のどちらを想定されているのでしょうか。また、徴収した企画展の入場料は、子ども科学館の入場料と同様に県の指定する口座へ振り込むことを想定されているのでしょうか。	企画展の入場料は、「徳島県立あすたむらんどを設置及び管理に関する条例」において「知事がその都度定める額」としており、常設展とは別で単独徴収とするか、セット料金として設定するか等については、企画展の内容に応じてご提案いただき、協議の上で県（知事）が額を定めます。また、徴収した企画展の入場料（使用料）は、常設展等の使用料と同様に、県の指定する口座へ納付（振り込み）していただくことになります。

No.	質問日	質問内容		回答
		ページ	内容	
70	R8.9.8	参考資料⑩	参考資料⑩に記載されたリース物件について、次期指定管理者が現行契約を承継するもの、再契約するもの、返却又は新規調達するものの区分をご教示ください。また、契約期間が次期指定管理期間にまたがる物件について、残存する支払義務、解約費用、所有権及び指定期間終了時の取扱いをご教示ください。	参考資料⑩に記載のリース物件のうち、「プラネタリウム関連機器（ソフトウェア等を含む）」については、次期指定管理者による現行契約の承継を前提とし、残存する支払義務等の契約上の地位を次期指定管理者が引き継ぎます。なお、所有権はリース会社に帰属し、指定期間終了後の取扱いはそのリース契約の規定に従うものとします。 「その他の事務機器等」のリース契約については、原則として現指定管理者の費用と責任において満了・解約・撤去等を行います。ただし、新旧指定管理者間の協議により承継することを妨げるものではありません。新管理者に引き継がれない場合の撤去・解約費用等については現指定管理者の負担とします。
71	R8.9.8	基本協定書(案) 第9条	「修繕に要する費用については、・・・当該年度に実際に要した費用が3,000万円(税抜)を下回った場合には、3,000万円(税抜)と当該年度に実際に要した費用との差額に100分の110を乗じて得た額を指定管理料から減額する。」とありますが、リニューアル工事により当初予定していた修繕が不要となった結果3,000万円(税抜)を下回った場合も指定管理料から減額されますか。	リニューアル工事に伴い修繕が不要となった結果3,000万円(税抜)を下回った場合も、基本協定書の規定どおり差額に110%を乗じた額が指定管理料から減額精算されます。
72	R8.9.8	基本協定書(案) 第43条 要求水準書 11 p5	指定管理者が、集客向上やサービス改善を目的として、自己資金(リース含む)により飲食施設(カフェ・レストラン等)の厨房設備更新、ショップの内装改修、新規体験遊具の設置などの設備投資を行う場合について、以下の2点をご教示ください。 ① 今回の指定期間(3年間)内では減価償却が完了しない耐用年数の長い設備を導入した場合、指定期間満了時において、次期指定管理者が当該資産を残存簿価等で買い取る(有償承継する)仕組み、または県が買い取る枠組みは存在しますか。 ② 施設の付加価値向上に資する設備改修について、指定期間満了時に県が認めた場合は「原状回復義務」を免除し、施設付帯物として無償または有償にて残置・引き渡すことが可能ですか。	①現時点において、指定期間満了時に、次期指定管理者または県が残存簿価等で一律に買い取る(有償承継する)ことをあらかじめ定めた規定や枠組みはなく、指定管理者が自費設置した設備は原則期間満了時に原状回復となります。ただし、導入された設備が施設の集客や魅力向上に大きく寄与し、継続利用が望ましいと判断される場合は、次期公募・引き継ぎの際などに個別に取り扱いを協議する可能性はあります(事前の買い取り保証を行うものではありません)。 ②指定期間満了時に県が「施設の付加価値向上に資する」と認める場合においては、個別に取り扱いを協議した上で、原状回復義務を免除し、無償又は有償にて残置・引き渡していただく可能性はあります。
73	R8.9.8	要求水準書 16 (1) ア(ア) p8	各施設に適性最低人員は予め決められていますか。 例) 徳島県立木のおもちゃ美術館であれば学芸員を平日5名、土日祝等の繁忙期は10名など記載あり。	有資格者の専任配置(子ども科学館の教員免許等保持者、おもちゃ美術館の保育士・木育資格者等)や参考資料⑦ 管理運営体制の想定等を参考に、適正な人員体制を独自に提案してください。

No.	質問日	質問内容		回答
		ページ	内容	
74	R8.9.8	要求水準書 16 (1) ア (ア) p8	吉野川めぐりの運行はしていないが見積りの際は稼働しているものとして費用を算出しますか。	募集要項 等での指定どおり「すべての施設（吉野川めぐり含む）が通常通り稼働する前提」で費用を算出してください。